



保護者の皆さんへ

# 小中学校・義務教育学校への入学手続き

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 📠229-3257 教委各教育事務所

## 入学通知書を発送します

4月に市立小中学校・義務教育学校へ入学する児童・生徒の保護者の皆さんに、1月20日(水)付で入学通知書を発送します。次のような場合は教委学校教育課または各教育事務所にご連絡ください。

- 入学通知書が届かない
- 入学通知書の記載事項に誤りがある
- 就学指定校の変更許可を受けたい
- 入学通知書を受け取った後、転居などで入学校が変更になる

なお、入学通知書を受け取った人で、国・私立の小中学校に入学する場合は、入学通知書に就学届および合格通知書の写しを添付して同課または各教育事務所に届け出てください。

## 就学指定校の変更制度

市立小中学校・義務教育学校に入学する場合、居住する住所により就学する学校(指定校)が決まっています。しかし、事情により指定校の変更を希望するときは、右表の「指定校変更を申し立てできる事由」に該当する場合に許可します。許可には申し立てできる事由に加え、通学経路の安全を確保できることが必要です。

申し立てできる事由に応じて提出が必要な書類がありますので、詳しくはお問い合わせください。

## 就学指定校変更のための許可基準

指定校変更を申し立てできる事由	許可期間
転居後も、これまで就学していた学校への就学を希望するとき	学年末まで
転居予定で、事前に転居予定先の学校への就学を希望するとき	原則として転居予定日前6カ月以内
住居の建て替えなどのために、一時的な居所から就学するとき	原則として住所地を離れる日から6カ月以内
保護者がその就労などにより、昼間、児童を保護することができないため、預かり先の祖父母などの住所地の小学校または義務教育学校への就学を希望するとき	卒業まで。もしくは事由が変更または消滅になった学年末まで
教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所地があるとき	卒業まで
身体的な事由、不登校の解消など教育上の事由、または特別な事由があるとき	事由が消滅するまで。または教育委員会が認める期間
住所地から指定校までの通学距離が2kmを超える場合で、通学距離が短縮できる小学校または義務教育学校への就学を希望するとき ※転居・転入の児童、新1年生に適用	卒業まで(変更後の小学校区の中学校への就学もできます)



# 災害時協力井戸の登録にご協力ください

問い合わせ 防災室 ☎229-3104 📠223-6247

津市では、災害時に供給が困難となる恐れがある生活用水を確保できるよう、井戸所有者の皆さんに災害時協力井戸の登録をお願いしています。

## 登録要件(以下の全てを満たしていること)

- 津市内に所在している
- 現在井戸として使用し、引き続き使用するもの
- 災害時、無償で井戸水の提供が可能
- ポンプ、つるべなどが設置されている
- 井戸枠などの安全対策が施されている
- 所在地などを公表できる
- 津市が水質検査を行う場合に同意できる

登録方法など詳しくはお問い合わせいただくか、津市ホームページをご覧ください。

HP

